

報告

日本学術会議の機能強化について



平成23年（2011年）7月7日

日本学術会議

この報告は、平成22年(2010年)7月から平成23年(2011年)6月にかけて、日本学術会議の機能強化に向けて総会、各部会、各委員会等において行われた議論を、幹事会において取りまとめ、公表するものである。

日本学術会議 幹事会

会長 (平成23年6月19日まで在任)	金澤 一郎	(第二部会員)	宮内庁 皇室医務主管
副会長(会長代理)	唐木 英明	(第二部会員)	東京大学名誉教授
副会長	大垣 眞一郎	(第三部会員)	独立行政法人国立環境研究所理事長
副会長 (平成23年4月4日まで在任)	鈴木 興太郎	(第一部会員)	早稲田大学政治経済学術院教授
副会長	広渡 清吾	(第一部会員)	専修大学法学部教授
第一部部長	小林 良彰	(第一部会員)	慶應義塾大学法学部教授・同大学多文化市民意識研究センター長
第一部副部長	木村 茂光	(第一部会員)	東京学芸大学教育学部教授
第一部幹事 (平成23年4月4日まで在任)	山本 眞鳥	(第一部会員)	法政大学経済学部教授
第一部幹事	酒井 啓子	(第一部会員)	東京外国語大学大学院地域文化研究科教授
第一部幹事	白田 佳子	(第一部会員)	筑波大学大学院ビジネス科学研究科国際経営プロフェッショナル専攻教授
第二部部長	浅島 誠	(第二部会員)	産業技術総合研究所フェロー兼幹細胞工学研究センター長
第二部副部長	北島 政樹	(第二部会員)	国際医療福祉大学学長
第二部幹事	山本 正幸	(第二部会員)	東京大学大学院理学系研究科教授
第二部幹事	鷺谷 いづみ	(第二部会員)	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
第三部部長	岩澤 康裕	(第三部会員)	電気通信大学電気通信学部教授
第三部副部長	後藤 俊夫	(第三部会員)	中部大学副学長
第三部幹事	池田 駿介	(第三部会員)	建設技術研究所池田研究室長
第三部幹事	永宮 正治	(第三部会員)	J-PARCセンター センター長

目 次

I 日本学術会議の歴史的位置と果たすべき役割

1. 第21期日本学術会議の立ち位置…………… 1
2. 法に基づく国民からの負託…………… 1
3. 21世紀世界における学術と科学者コミュニティの使命…………… 1
4. 日本の科学者コミュニティの代表機関としての日本学術会議の役割… 2
5. 助言・提言活動の法制的基礎…………… 2
6. 科学者コミュニティと市民社会に根ざす助言・提言…………… 2
7. 学術の総合力の担い手としての日本学術会議…………… 2
8. 知の循環の駆動軸としての日本学術会議…………… 2
9. 次世代の育成と男女共同参画の推進…………… 3
10. 科学者コミュニティのグローバル化を目指す…………… 3

II 日本学術会議の社会と国民に対する責務

－学術の位置づけおよび学術に基づく助言・提言活動の意義－

1. 学術の2つの本質的要素…………… 3
2. 助言・提言活動の3つの領域…………… 3
3. 社会および政府に対する助言・提言…………… 4
4. 科学者コミュニティに対する助言・提言…………… 4
5. 3つのインターフェイスにおける連携の強化…………… 4
6. 科学者コミュニティとの連携…………… 5
7. 社会との連携…………… 5
8. 政府との連携…………… 5

III 助言・提言活動および社会・政府との連携の強化

1. 「日本の展望－学術からの提言」プロジェクトの実行…………… 6
2. 緊急事態における提言活動…………… 6
3. 助言・提言機能の基盤の強化…………… 7
 - (1) 課題別委員会のテーマ設定…………… 7
 - (2) 短期間で結論を出す新しい仕組みの導入…………… 7
 - (3) 代表性の確保への配慮…………… 8
 - (4) 査読体制の明確化…………… 8
 - (5) 意思の表出の政策への反映、フォロー等…………… 8

4. 社会との連携	8
(1) 広報体制の強化	8
(2) ジャーナリズムとの協力関係の促進	9
(3) 学術リテラシーの普及と向上	9
5. 政府との連携強化	9
6. 国際社会における活動	9
(1) 国際社会・各国政府への助言・提言活動の促進	9
(2) 世界の科学者コミュニティとの連携強化および国際的情報発信体制の整備	10
(3) 市民社会における学術リテラシーと文化の醸成への貢献	10
(4) 若手科学者の国際活動の促進	10

IV 日本学術会議と科学者コミュニティのインターフェイスの強化

1. 会員・連携会員の選考のあり方	11
2. 会員・連携会員の活動のあり方	11
3. 委員会のあり方	12
(1) 機能別委員会のあり方について	12
(2) 分野別委員会のあり方について	12
(3) 課題別委員会について	13
4. 学協会・協力学術研究団体との関係	13
5. 若手科学者の意見集約機能の強化	14
6. 各地区の科学者との協力の強化	14
7. 大学・研究機関等との連携	15
8. 日本学術会議栄誉会員制度の創設	15

V 組織体としての日本学術会議の体制強化

1. 幹事会の組織と運営について	16
2. 各部における活動の目標と活動のあり方	16
3. 執行・運営体制と活動の継続性	16
4. 予算の充実と効果的な予算執行の方策	17
5. 審議活動のサポートのための事務局のあり方	17
6. IT化の推進	18
7. 関係諸機関・団体との連携方策	
(1) NISTEP（文部科学省科学技術政策研究所）との連携方策	18
(2) JST（科学技術振興機構）および JSPS（日本学術振興会）など関係独立行政法人との連携方策	18
(3) 日本学術協力財団との協力の強化	19

日本学術会議の機能強化について

I 日本学術会議の歴史的位置と果たすべき役割

1. 第21期日本学術会議の立ち位置

第21期日本学術会議は、2010年4月、第157回総会において『日本の展望－学術からの提言2010』を採択・公表し、学術の見地から人類社会と日本社会の課題を提起し学術のなすべき仕事を明らかにした。同年8月25日には政府に対して「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」の勧告を行った。日本学術会議は、自ら提起した諸課題の実現に向けて、とくに『日本の展望－学術からの提言2010』の具体的展開を図るために、2004年4月の日本学術会議法改正に基づく機構改革の成果と問題点を総括し、日本学術会議の一層の機能強化を進め、所期の使命の達成に務めるべき立ち位置にある。

2011年3月11日に東北・関東地方を襲った大地震・大津波およびそれを誘因とする福島第1原子力発電所の事故は、日本の近代史上未曾有の災害として学術が総力をあげて立ち向かうべき課題を提示している。日本学術会議は、この緊急課題に迅速に全力で取り組み、学術への国民の負託に応えることを通じて、被災地域の復興を成し遂げ、日本の展望を切り拓くことに寄与しなければならない。

2. 法に基づく国民からの負託

日本学術会議は、日本学術会議法（昭23・法律第121号）に基づき設置され、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（第2条）としてその意義と役割について法制上の位置づけを与えられている。同法改正による2005年10月からの新体制の発足（会員選考制度の改革、7部制から3部制への移行、連携会員制度の導入等）にともない、日本学術会議は『日本学術会議憲章』を策定し、内外にその責務を声明した（2008年4月）。これらの趣旨に基礎づけられながら、日本学術会議は、今日の世界において自らの負うべき社会的責任と果たすべき機能を明確にしなければならない。

3. 21世紀世界における学術と科学者コミュニティーの使命

21世紀の世界において、科学・技術（すべての学問分野における知的活動の総体を指す。以下では「学術」という）は、人類の知的資産を継承し、さらにこれ

を進展させることによって人類の福祉の増進に寄与するとともに、人類社会が直面している根本的な問題に取り組み、解決のための選択肢を提示し、地球環境と人類社会の調和ある平和的な発展に貢献すべく不可欠の役割を担っている。

学術がこのような使命を果たし、人類社会の期待に応えるためには、社会的責任の自覚を共有する科学者コミュニティが形成され、すべての学術研究の成果を基礎に、問題解決の選択肢を検討し、人類社会の福祉の増進と発展を図るために、社会に対して助言・提言を行う用意がなければならない。

4. 日本の科学者コミュニティの代表機関としての日本学術会議の役割

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティのなかから作り出されるその代表機関であり、科学者コミュニティの役割の自覚を強め、科学者コミュニティの活力を高めることを追求するとともに、社会に対する助言・提言を科学者コミュニティの総意に基づいたものとして形成するために、具体的な審議・決定を行う役割をもつ。

5. 助言・提言活動の法制的基礎

日本学術会議法は、日本学術会議の目的を「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させること」（第2条）と規定し、かつ、その職務の遂行を「独立して」、政府の指示から自由に学術の見地にたって行うべきことを保障し（第3条）、手段としてとくに政府による日本学術会議への諮問（第4条）および日本学術会議の政府に対する勧告（第5条）を制度的に用意している。日本学術会議は、この制度的な基礎の上に創意的な助言・提言活動を発展させるものである。

6. 科学者コミュニティと市民社会に根ざす助言・提言

日本学術会議は、広く社会に対する助言・提言の重要な一環として、社会の問題解決と福祉の実現を使命とする政府の政策に関して、学術研究の成果を踏まえ、科学者コミュニティの総意に基づくものとして政府に対して具体的な助言・提言を行う役割を果たす。政府に対する助言・提言は、科学者コミュニティが根を下ろしている市民社会からの助言・提言としても位置づけることができる。

7. 学術の総合力の担い手としての日本学術会議

日本学術会議は、社会に対する助言・提言に際して、人文・社会科学と自然科学の全分野を包摂する組織であることを活用し、普遍的な観点と俯瞰的かつ複眼的な視野の重要性にたえず留意し、学術の総合力の発揮に努めなければならない。

8. 知の循環の駆動軸としての日本学術会議

日本学術会議は、市民社会および政府とのコミュニケーションを基礎に、学術研究の生み出す知を人類社会の福祉の増進と発展を目的として適切に有効な形で活かすため、「知の循環の駆動軸」の機能を果たさなければならない。その際には、市民の豊かな科学的素養と文化的感性の熟成に寄与する活動が重要である。

9. 次世代の育成と男女共同参画の推進

日本学術会議は、学術が人類社会に対して負うべき役割を持続的かつ適切に果たしうるために、次世代の研究者の育成にとくに努め、また男女共同参画基本計画における数値目標の達成など学術研究における男女共同参画の推進を図らなければならない。

10. 科学者コミュニティのグローバル化を目指す

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関として、世界の科学者コミュニティと連携し、国際社会および各国政府に対する助言・提言の活動を促進し、また各国のアカデミー等を中心とする科学者コミュニティ、とくにアジアの科学者コミュニティとの学術交流を深め、科学者コミュニティのグローバル化を目指して活動する。

II 日本学術会議の社会と国民に対する責務

－学術の位置づけおよび学術に基づく助言・提言活動の意義－

1. 学術の2つの本質的要素

1999年の『ブダペスト宣言』（『科学と科学的知識の利用に関する世界宣言』）は、科学のあり方について、「知識のための科学、進歩のための知識」、「平和のための科学」、「開発のための科学」および「社会における科学、社会のための科学」の4つを提示した。『日本の展望－学術からの提言 2010』は、学術と社会の関わりを軸に、もっぱら「あるもの」の認識・理解を目指す「学術のための学術」(Science for Science) および社会的な有用性の実現を目指す「社会のための学術」(Science for Society) を区分して考察し、2つの学術の本質的重要性を明示した。日本学術会議は、このような意義を担う学術のすべてを振興するために活動し、また、学術研究の成果に基づき広く社会に対する助言・提言を行うものである。

2. 助言・提言活動の3つの領域

人類社会に対する学術の使命および科学者コミュニティの役割という視点から位置づけると、日本学術会議の学術的知見に基づいた助言・提言活動は、学術の振興そのものに向けられるもの、および社会と国民の福祉の向上を目指して行

われるものに分けられ、そして後者においてさらに政府に対する政策提言として行われるものを区別することができる。これら3つは、広義の意味において、それぞれ Science for Science(学術のための学術の活動)、Science for Society(社会のための学術の活動)、そして Science for Policy(政策のための学術の活動)として特徴づけることができる。G8学術会議によるG8サミットに向けての共同声明は、世界の科学者コミュニティを背景にしたまさに人類社会の福祉に関わる Science for Societyの最重要例であり、かつ、諸政府に対する提言として Science for Policyの代表例である。(＊)

3. 社会および政府に対する助言・提言

社会に対する助言・提言は、広く市民生活の向上と福祉の増進に関わり、またとくに産業の振興やそのあり方に関わるものである。政府に対する助言・提言は、政府の採用すべき政策の提案、あるいは政府の実施した政策についての評価とそれに基づく是正の提案等を含みうる。また、日本学術会議は、自ら学術の振興に関わる政策について、政府に助言・提言する(前掲2010年8月の日本学術会議の政府への勧告はこの例である)。日本学術会議の助言・提言は、政策の決定過程への関与ではなく、学術的見地に基づく政策選択肢の提示であり、その意味において、「より良い政策のための助言・提言」ということができる。

4. 科学者コミュニティに対する助言・提言

日本学術会議の助言・提言は、新たな学術の発展方向を示し、また、新たな学術分野の開発や構築を提案するなど、科学者コミュニティそれ自体に対しても行われる。『日本の展望—学術からの提言2010』は、社会および政府に対する助言・提言とならんで科学者コミュニティへの助言・提言を包摂するものである。科学者コミュニティに対する学術の将来に関する助言・提言は、将来の社会と世代に作用するものとしてとくに Science for the Future(将来の学術のための学術の活動)と呼ぶことができる。

5. 3つのインターフェイスにおける連携の強化

日本学術会議の助言・提言が、学術のための学術の活動(Science for Science)、社会のための学術の活動(Science for Society)、および政策のための学術の活動(Science for Policy)として、有効かつ適切なものであるためには、日本学術会議が「知の循環の駆動軸」として適時に効果的に機能しなければならない。そのための必要条件は、3つのインターフェイス、すなわち、科学者コミュニティとの連携、社会との連携、そして政府との連携の絶えざる強化と活性化である。

6. 科学者コミュニティとの連携

日本学術会議による学術のための学術の活動、社会のための学術の活動および政策のための学術の活動が成功裏に展開するための基盤は、科学者コミュニティそのものにある。日本学術会議は、科学者コミュニティ全体のあり方およびその社会的責任の実現について、絶えず意を用いなければならない。また、日本学術会議は、その運営において、科学者コミュニティに対する代表性を、組織の上でも活動の上でも確保することに最善を尽くさなければならない。とくに若手科学者の状況と意見の正確な理解が重要であり、そのために科学者コミュニティ内部での交流を活性化し、若手科学者の主体性が発揮できるような科学者コミュニティの形成を目指す必要がある。

7. 社会との連携

社会との連携は、市民と科学者の対話を促進し、市民の学術リテラシーの向上を図り、これらを媒介する科学ジャーナリズムの育成・強化に協力するなど、市民と科学者コミュニティとの交流関係を構築することが重要である。また、産業との連携を適切に進め、技術開発に対する社会のニーズ等について学術と産業との知見の共有を推進することが必要である。社会に対する助言・提言は、この交流・連携関係の中で行われ、また、社会からのフィードバックを通じてより有効な次の助言・提言が導かれ、こうして交流・連携関係がさらに発展すべきものである。

8. 政府との連携

政府との連携は、政府の現状認識、問題の把握等につき、政府とできるかぎり十分な情報共有と意見交換を行い、政府に対する助言・提言が有効かつ適切に形成できる基盤を構築することが重要である。他方で、学術の立場から、科学者コミュニティを代表して、政府の政策に対し批判的な助言・提言を行うことのできる関係を構築しなければならない。また、政府に対する助言・提言は、十分に審議し長期的な観点から用意されるべきものもあるが、他方で、場合によっては短期間の審議で機動的に行わなければならないものもある。さらに、助言・提言の形態も必要に応じて分かれる。政策のための学術の活動の具体的なあり方は、多様に工夫され、適切な形態が選択されるべきである。

* 「Science for Policy」は、その字義どおりに「政策のための、政策に関する科学」（または政策科学）として、政府の政策に関する実証研究、あるいは「科学的根拠（エビデンス）に基づく政策立案の実現に向け、学術やイノベーションに関する政策を対象とした先端的研究である『政策のための科学』」（『科学技術基本政策策定の基本方針』（総合科学技術会議基本政策専門調査会、2010年6月）

と理解する場合もある。日本学術会議の助言・提言活動は、このような字義どおりの政策科学の学術的成果をも反映するものである。

Ⅲ 助言・提言活動および社会・政府との連携の強化

ここでは、助言・提言活動および社会・政府との連携の強化について、具体的な論点と改善の方向を示す。

1. 「日本の展望－学術からの提言」プロジェクトの実行

全般的な活動基盤の機能強化とともに、具体的課題に即した機能強化を進めることが重要であり、とくに『日本の展望－学術からの提言 2010』（以下、『主提言 2010』）の実行を図る体制を強化・確立する。日本の展望委員会は、幹事会附置の常設の委員会として、『主提言 2010』を計画項目に具体化し、項目ごとに実行プラン、担当委員会等およびフォローアップについての大綱を作成する。

各部、各機能別委員会および各分野別委員会は、上記の大綱を踏まえて、実行のための具体的な取組みを進める。日本の展望委員会は、これらの取組みを総会時ごとに集約し、実行状況を整理し、達成度を把握する。達成度の進展を図るため、日本の展望委員会は、『主提言 2010』の計画項目に関し各部、各機能別委員会および各分野別委員会と十分な連携を確保する。

以上の課題を遂行するために、日本の展望委員会に「提言実行分科会」（仮称）を設置し、かつ、プロジェクトの実行に関わる事務局のサポート体制を格段に強化する必要がある。

日本の展望委員会は、『主提言 2010』の実現状況を勘案しながら、「日本の展望－学術からの提言」の当初の構想に想定したようにプロジェクトの継続性を考慮し、相応の準備期間を見越して次期の『日本の展望－学術からの提言 2016』策定プロジェクトの立ち上げを検討するものとする。策定プロジェクトの実施に際しては、テーマ別検討および分野別検討について科学者コミュニティとの連携・協力関係を強化し、具体的に学協会からの委員の推薦を積極的に進めるなどの方策が必要である。

2. 緊急事態における提言活動

日本学術会議は、東日本大震災およびそれを誘因とする東京電力福島第1原子力発電所事故に対応して緊急かつ迅速に活動を展開するため、会長を委員長とし幹事会メンバーを委員とする「東日本大震災対策委員会」を大震災勃発からおおよそ10日後に設置し、関連の緊急提言および情報発信の決定権限を同委員会に与えた。ただし、同委員会のもとに設置する分科会および委員の承認については、通常の通り幹事会の権限にとどめられた。

会員・連携会員からの情報・意見・提案を書き込むことができる「SC」掲示板」が会員有志の手によって対策委員会設置前にすでに開設され、また、学協会からの意見・提案は、事務局によって対応窓口が設置された。これらの意見・提案は、とりまとめて対策委員会に提出するものとした。

各部は、各分野別委員会がまとめた提言を日本学術会議として発信するという基準で審査し、必要な補正を行い、対策委員会に提案し、対策委員会は、迅速なメール審議で承認のうえ緊急提言として公表するという体制が確立した。

一方、こうした活動の中で、すでに次の問題点が明らかになった。

第1に、「知の循環の駆動軸」としての役割を緊急事態のなかで果たすためには、多様な情報を迅速に媒介・伝導する情報のネットワークが必要である。

第2に、緊急提言や重要な情報の発信が国際的な科学者コミュニティーに向けて迅速に行われることが必要である。

これらについては、日常的な運営のなかで、会員・連携会員間の意見交換、および学協会との交流の情報システムを整備し、また、国際的発信の体制を十分に確立するため、必要な手立てを講じる必要がある。

今般の緊急事態への対応は、日本学術会議にとって歴史的に重要な経験であり、必要な検証を行い、その結果を今後の活動に活かしていくこととする。

3. 助言・提言機能の基盤の強化

(1) 課題別委員会のテーマ設定

課題別委員会によるテーマ設定は、会員・連携会員のイニシアチブに基づいて行われるが、これを一層促進しながら、幹事会において政策のための学術の推進の見地から俯瞰的な視野に立ってテーマを積極的に設定し、提言の戦略性・体系性・系統性を確保する方向が併せて追求されるべきである。

国際的な活動と連携し、国際学術団体において企画される国際研究プロジェクトに対応するテーマを設定し、グローバルな課題解決に貢献する取組みを進める。

各部および分野別委員会においては、積極的に分野を横断する超域的な課題を設定し、学際的分科会を組織し、学術の総合力の発揮をめざす審議・提言を進めるべきである。

(2) 短期間で結論を出す新しい仕組みの導入

時限を切って設置される委員会等では概ね1年を審議期間とし、また、常置の委員会等でも、概ね1年以上の期間に渡って審議し、社会および政府に対する助言・提言を作成している。科学者コミュニティーの支持を受け、助言・提言の質を確保し、信頼性のある内容を形成するためには、一定の審議期間が必要である。テーマによって必要な場合には、1期3年の審議期間を要するもの

もありえよう。

他方で、社会における突発的な事態等に対して、日本学術会議として科学的な見地から緊急に意見を表明する必要がある場合、また、政府からの要請等に基づいて、一定の時期までに限られた時間の中で日本学術会議の見解を取りまとめる必要がある場合など、日本学術会議の助言・提言活動を有効かつ適切に行うために極めて迅速な対応が求められることも少なくない。

このような場合につき、第1に、会長のリーダーシップの下に「会長談話」または「幹事会声明」等の形式でおおむね1-2週間程度の準備期間を経て日本学術会議の意見を表明する「緊急型」の助言・提言活動、また第2に、委員会設置手続きおよび委員会審議を迅速に進め、おおむね3-4カ月の審議期間（期間は当該案件の事情にかかる）を経て日本学術会議の見解を取りまとめる「早期型」の助言・提言活動を明確に位置づけることとし、これについての必要な規定の整備を図る。

(3) 代表性の確保への配慮

審議母体である委員会等の構成に配慮し、また審議過程における学協会との連携や公開シンポジウムの開催等を通じて科学者コミュニティの意見の反映に努めることが重要である。

(4) 査読体制の明確化

意思の表出について、科学と社会委員会、各部および各分野別委員会における査読体制を明確にし、幹事会における審査を含めて、適切にして適時の意思の表出を確保するように運営上の配慮を行う。

(5) 意思の表出の政策への反映、フォロー等

意思の表出後の社会への普及、政策への反映等について、モニター活動が必要である。提言主体である委員会等の表出後の継続的な取組みを援助し、促進し、かつ、状況と成果を報告し、確認する組織的なフォロー体制の整備を図ることとする。

4. 社会との連携

(1) 広報体制の強化

一般広報の強化のために、広報担当の会長補佐をおき、この担当者を委員長とする委員会（各部から1-2名程度の委員で構成する仮称「広報企画委員会」）を設置し、専任の事務担当者を確保する。広報担当会長補佐は、会長の指示を直接にうけて具体的な活動を行い、あわせて委員会において日本学術会議の広報戦略を検討し、マネージする。

委員会は、ホームページを所管し、日本学術会議の意思の表出、開催するシンポジウムなど、日本学術会議の活動の全体についての広報・宣伝を企画し、執行する。

『学術の動向』の編集を担当している現在の広報分科会は、広報刊行物等編集分科会（仮称）として、委員会の下におく。

なお、広報企画委員会を機能別委員会の1つとして設置するか、科学者委員会の下に広報企画分科会として設置するか（この場合には広報刊行物等編集委員会は小分科会として設置）はさらに検討する。広報企画担当の会長補佐は幹事会に出席するものとする。

会員等が学術的意見を社会的に公表する際には、「日本学術会議会員」等の肩書を積極的に利用することを申し合わせる。

（2）ジャーナリズムとの協力関係の促進

科学ジャーナリズムの充実の必要性は、かねてから指摘されており、日本学術会議の活動にジャーナリストが積極的に参加する機会を広げるとともに、記者懇談会の定期的開催等により双方のコミュニケーションの深化を図り、科学ジャーナリストの育成に努める。

（3）学術リテラシーの普及と向上

学術リテラシーの社会への普及のために、全体の協力体制を強化し、各部、各分野別委員会等において、アウトリーチ活動の取組みを積極的に進める。また、これまでのサイエンスカフェ支援やサイエンスアゴラ共催等の取組みをさらに強化するとともにマスメディア等の協力を確保して、これらのサイエンスコミュニケーションの対象を一層拡大する方途を追求する。

5. 政府との連携強化

政府の情勢認識や課題設定の状況についての的確に把握するため、総合科学技術会議（改組後は「科学・技術・イノベーション戦略本部」か）との定期的意見交換を制度化し、また、政府各省との意見交換を適時に進める。

立法府（国会の委員会、各政党の議員団等）との連携について、これまでの実績を踏まえながら、具体的なあり方を検討し必要に応じて取り組む。

課題別委員会、分野別委員会等の審議において、必要な場合には政府関係者のヒアリングなど、積極的なコンタクトを追求する。

6. 国際社会における活動

（1）国際社会・各国政府への助言・提言活動の促進

世界の科学者コミュニティと連携し、各国アカデミーと協力しつつ、これ

まで行ってきた「G8 学術会議」における G8 サミットに向けた共同声明および IAC（インターアカデミーカウンスル）、IAP（インターアカデミーパネル）、ICSU（国際科学会議）等の国際学術団体の提言や声明等への積極的参加と貢献を一層促進する。また、アジア 11 か国により構成される「アジア学術会議」に積極的に参画することを通じ、アジア各国のアカデミーの発展を支援し、アカデミー間の協力を促進し、アジアの見地からの助言・提言活動を発展させる。

（2）世界の科学者コミュニティとの連携強化および国際的情報発信体制の整備

日本の科学者コミュニティの代表機関として、国内学協会と協力しつつ有力な国際学術団体への加盟を通じて世界と日本の科学者コミュニティとの連携を強化し、学術交流の一層の発展に努める。また、二国間の科学者コミュニティの交流に取り組み、世界の科学者コミュニティの連携強化と学術交流の発展に貢献する。このなかで、日本学術会議として、世界へのリアルタイムでの情報発信活動を拡大・強化することが必要であり、そのための体制を早急に整備する。

（3）市民社会における学術リテラシーと文化の醸成への貢献

世界の科学者コミュニティとの交流を深めることを通じて、広く市民社会に世界の科学の現状・知見を伝え、豊かな学術リテラシーと文化の醸成に寄与する。学術的国際会議の日本での開催を積極的に推進し、市民社会への科学的知見や文化の発信に努める。とくにこれまで主催してきた「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議」の成果を踏まえ、市民社会への機会提供の場として、この取組みをさらに進める。

（4）若手科学者の国際活動の促進

欧州レベルや世界規模でのヤングアカデミー運動に積極的に対応し、日本学術会議としてその組織的体制を整備するとともに（「若手アカデミー」の構想）、この体制を基盤としながら若手科学者の国際活動の拡大と活性化を図る。

IV 日本学術会議と科学者コミュニティのインターフェイスの強化

日本学術会議による学術のための学術の活動、社会のための学術の活動および政策のための学術の活動が成功裏に展開するための基盤は、科学者コミュニティそのものにある。ここでは、日本学術会議と科学者コミュニティのインターフェイスを強化するための具体的論点と改善の方向を示す。

1. 会員・連携会員の選考のあり方

コ・オペレーション制の実をあげ、代表性を強化するために、第22期の会員・連携会員の候補者選考に際しては、第1に候補者推薦活動の活性化を図り、第2に協力学術研究団体の情報提供を活用する措置を行い、第3に選考手続の透明性を拡大し、そして第4に男女共同参画の推進、若手科学者の活用、地域間のバランス、産業分野への考慮など、多様な視点からの選考を進め、総じて多様な人材の確保を期している。

会員・連携会員候補者の選考については、学術業績において優れた科学者であることが前提であるが、学術の本質的役割および科学者コミュニティの使命について十分な見識を有し、会員・連携会員としての活動に尽力する用意のあることが期待される。これと関連して、再任に係る選考に際しては、従前の活動実績が慎重に参照されるべきである。また、特任連携会員の活動実績は、連携会員候補者の選考に際しての参考資料となりうる。

2. 会員・連携会員の活動のあり方

会員と連携会員は、いずれも日本学術会議のメンバーであるが、会員は日本学術会議の運営上の意思決定機関（総会・幹事会・部会）をもっぱら担うものとされており、また運営に関わる常置の委員会（機能別委員会・分野別委員会）の長は会員が務めるものとしている。これらを除けば、連携会員もできるだけ広く日本学術会議の運営に関与することが望ましい。他方で、日本学術会議の本体的活動である助言・提言の審議活動は、会員・連携会員が一体となって取り組むべきものであり、ここでは連携会員のより積極的な貢献が期待されている。

会員・連携会員は、課題別委員会のテーマ設定のイニシアチブをとることをはじめとして、課題別委員会への参加、分野別委員会への参加、さらに多様な分科会の設置とそれへの参加を通じて、『日本の展望－学術からの提言 2010』が示すような21世紀的諸課題の解決を目指した助言・提言活動を促進することを主要な任務とする。

会員・連携会員は、科学者コミュニティの自覚的担い手として、日本学術会議と学協会を連結するノードの役割を果たすべきであり、分野別委員会や各分科会における活動をその視点から位置づけることが重要である。

会員・連携会員の活動を促進するためには、各部、各分野別委員会において活動計画と課題の設定が適切に行われ、それにみあった仕事の分担配置がたえず配慮されていなければならない。会員・連携会員は、常時、一定のテーマについて助言・提言の審議活動に参加していることが求められる。

会員・連携会員は、委員会や分科会での審議活動に止まらず、より広い範囲での活動と交流に参画し、日本学術会議の役割や現在の課題設定についてたえず認識を深めることが重要である。とくに連携会員のために、各部、各分野別委員

会は、このような機会を積極的に設けることが必要である。

会員・連携会員の活動を適切に発展させるために、会員・連携会員の活動状況や所在する問題について定期的にアンケート調査を行い、実情の正確な把握に努めることとする。

会員・連携会員として活動するためには、日本学術会議の使命と役割についての理解および具体的な活動の方式についての知識が必要である。このために、小冊子「日本学術会議会員・連携会員の活動の手引き」（仮称）を早急に作成する。

3. 委員会のあり方

(1) 機能別委員会のあり方について

科学者委員会は、科学者コミュニティのかかえる様々な問題を取り上げて検討を進めてきた。現状の課題に鑑みて、今後については、日本学術会議協力学術研究団体との連携強化、日本の各地域の科学者との協力関係の発展、および若手アカデミーの活動の新展開を通じて、日本学術会議の機能強化を図るものとする。これらの取組みの具体的な方向は、以下に課題ごとに示される通りである。

科学と社会委員会は、日本学術会議を表出主体とする勧告・要望・声明・提言等に関する査読および学術の知の社会に対する発信を担当している。前者について、表出後のモニターの作業を強化し、社会と政府へのインパクトを確保する手立てを講じる必要があり、表出主体となった委員会等と協力してこれを進める体制を整備する。後者については、学術リテラシーの普及・向上およびアウトリーチ活動の一層の発展を図る。また、日本学術会議の活動の年次総括およびこれに対する外部評価の実施を着実に進めることとする。

国際委員会は、日本学術会議の国際社会における活動を舵取りする役割をもつ。日本学術会議は、日本の科学者を代表する唯一の機関として少なくない重要な国際的ユニオンに参加し、日本の科学者コミュニティの意見を世界の科学者コミュニティ届ける役割を担っている。この役割の一層の強化が日本学術会議と科学者コミュニティのインターフェイスを強化することにつながるが、現在財政上の制約の下、日本学術会議が新たに国際的ユニオンに参加することが不可能な状況にある。今後について、この状況の改善策を講じることが決定的に重要である。その他の課題については、Ⅲの項目4を参照。

(2) 分野別委員会のあり方について

30の分野別委員会は、日本学術会議の活動のまさにフロントを担うものである。分野別委員会は、2000に近い協力学術研究団体と連携を図り、その動向を把握しながら、日本学術会議の助言・提言活動をときどきの課題に対応して展開する重要な役割を果たすべきものである。

各分野別委員会は、当該の学術分野について科学者コミュニティがその役割を発揮することを先導すべきものであるが、同時に、学術全体のなかでの当該分野の位置や意義を俯瞰的に見通しながら、分野別の活動を進めることが重要である。

各分野別委員会は、当該分野において必要な課題に応じて分科会を設置し、研究分野における研究者間の連絡・調整・交流を図るとともに、時宜に適ったテーマの設定によって助言・提言活動を推進する。他方で、分野別委員会は、俯瞰的視点に基づき学術の総合力を発揮するために、積極的に分野をこえた委員会横断的、また、部横断的なテーマの設定を追求し、日本学術会議の助言・提言活動を牽引すべきである。

各分野別委員会は、期における一定の活動計画を基にして、分科会の時宜に応じた設置について判断し、設置した分科会の活動の全容を把握し、当該分野の会員・連携会員が適切に活動に参加することを確保しなければならない。そのため分野別委員会の運営については、各部において、これまでの経験の交流に基づいて基準的なシステムを設定することが望ましい。

分野別委員会の役割に鑑みて、総会時に、または必要に応じて「分野別委員長会議」を幹事会と合同で開催することを検討する。

(3) 課題別委員会について

これについては、Ⅲの項目1(1)課題別委員会のテーマ設定において検討した通りである。課題別委員会は、同時並行して審議を進める委員会の設置数が財政上の制約により限られているので、課題設定のそれぞれの視点を按配し、バランスのとれたテーマ選択をすることが重要である。

4. 学協会・協力学術研究団体との関係

日本の科学者コミュニティの形成は、日本学術会議の本質的役割であり、具体的に学協会(学術研究団体)、とくに日本学術会議協力学術研究団体との連携をどのように組織化し、その内実を発展させるかを課題として明確にしなければならない。

第3部は、すでに「理学・工学系学協会連絡協議会」を発足させ、理学・工学系の全分野の学協会とのネットワークを形成している。この「協議会」は、第3部の役員会(部長・副部長・幹事)のもとにあり、その運営のために、部の役員、分野別委員長および分野別委員会から推薦された学協会の代表委員によって構成される幹事会を設置している。協議会の目的は、日本学術会議の活動をめぐる諸問題・諸課題についての情報交換・意見交換である。

第1部および第2部では、それぞれの関わる分野(人文・社会科学、生命科学)の全領域をカバーする連携組織はみられないが、個別の分野毎に大規模なものか

ら中小のものまで、協議会、コンソーシアム等が設立され、そのカバーする範囲は拡大している。

以上の状況を踏まえ、今後については、まず分野別委員会において当該分野の学協会のとりのまとめ（学会連合、協議会、コンソーシアム方式等）を図り、分野別委員会との恒常的連携体制をつくる。部においては、部の領域の全体について1つの連携組織を形成することを必ずしも目標にしないが、各分野における連携の推進状況を掌握し、必要な手立てを講じることとし、部全体の課題として常に位置づける。

分野別委員会と学協会協議会等との連絡・協議のための方法として、たとえば分野別委員会に必要な応じて「学協会連携分科会」（仮称）を設置するなど、適切な組織的対応策を講じる。また、課題別委員会、テーマをとりあげて設置される分科会、さらに「日本の展望」プロジェクトにおいてはテーマや分野に関わる学協会からの委員の推薦を積極的に推進する。

学協会、日本学術会議協力学術研究団体そのものへの支援としては、その法人化・公益法人化の取組みに向けての体制整備に関し必要なアドバイスを引き続き行うことが重要である。

日本学術会議協力学術研究団体の制度は、第20期以降の日本学術会議の新体制のもとで発足したが、認定に関わる要件について一層の明確化を図るとともに、認定の取消制度を設けて、同制度の適切な運営を進める。

5. 若手科学者の意見集約機能の強化

若手科学者の意見集約機能の強化は、科学者コミュニティの質的強化および持続可能性の確保のために必須である。これについては、若手科学者自らが科学者コミュニティの内外において責任を果たすことを尊重する立場から、若手科学者が独自にアカデミー活動を展開できる場を確保することとする（「若手アカデミー」の構想）。

「若手アカデミー」の構想については、幹事会のもとに設置された若手アカデミー委員会で検討中であり、その目標、組織のあり方、具体的な活動内容など、第21期のうちに提言がとりまとめられる予定である。若手科学者を構成員とする新たな組織および活動については、提言をまっぴら必要な制度整備等を早急に進める。

6. 各地区の科学者との協力の強化

日本学術会議の活動は、首都圏など大都市圏にかたよりがちであるが、日本各地の科学者との連携・協力を強化してその役割の発揮に努めなければならない。そのために、全国で7つに編成された地区会議への支援を強め、活性化を図るために必要な措置を講じる。

第1に、地区会議代表幹事（または代理）の幹事会へのオブザーバーとしての出席を可能にし、全体の活動についての情報共有と活動の連携を促進する。また、幹事会として地区会議の活動の振興に関わるテーマ等を設定し、地区代表幹事（または代理）と集中討議を行う機会を設定する。

第2に、地区会議の固有の活動を強化するため、それぞれの地域の固有の問題に関し科学者委員会の同意をえて「報告」・「提言」を作成することを可能にする。

第3に、連携会員である地区会議構成員が地区会議の代表として会員総会を傍聴するに際しては、必要な手当てを行う。

7. 大学・研究機関等との連携

日本学術会議は、国内の大学・研究機関に対してこれまで主として助言・提言を行う側にたっていたが、科学者コミュニティの形成、その役割の適切な遂行という観点から、全国的な大学連合組織、研究所の連合組織（国立大学協会、日本私立大学協会、公立大学協会、全国研究所長会議、大学共同利用機関法人等）との意見交換の場を適時に設定することが重要である。とくに今後の「日本の展望」プロジェクトにおいては、これを実施する意義が大きい。

これと関連して、必要な場合には日本学術会議としてとくに大学や研究所あてのインフォメーションの作成・配布を検討する。

日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表的な研究者によって構成される日本学士院と時宜に応じて意見交換を行い、学術政策の検討や国際的学術交流の推進について相互に協力する。

8. 日本学術会議栄誉会員制度の創設

日本の科学者コミュニティとして、極めて顕著な学術的功績をあげ、また、日本と世界の学術交流に多大の貢献をしたと認める内外の科学者を顕彰することは、日本学術会議の役割の1つであると考えられる。そのような顕彰を通じて、日本学術会議は、日本の科学者コミュニティの代表機関としての存在意義をより十全に発揮できるからである。

現在、日本のノーベル賞受賞者は、会員や連携会員として日本学術会議に関与しているが、任期付での活動を本務とするこの地位は、任期更新の制度や年齢上の条件の制約により、これらの科学者の処遇につき必ずしも適切でない事態を生み、なんらかの対応が必要となっている。また、外国の科学者に対して、たとえば日本の科学者コミュニティの国際的発展についての大きな貢献に日本学術会議としてこれを顕彰し、相応の謝意を示すことのできる制度も望まれる。

このような趣旨を踏まえて、日本学術会議栄誉会員制度を創設する。

V 組織体としての日本学術会議の体制強化

ここでは、日本学術会議の運営に係わる基本的問題を取りあげ、現状の認識を踏まえ、あり方や改善の方向性をしめす。

1. 幹事会の組織と運営について

幹事会の組織は、法定されているが、上述のように地区代表幹事がオブザーバーとして出席することを可能にする。その他、幹事会として必要に応じて、所要の会員をオブザーバーとして出席させる。

幹事会の権限については、事項によって機能別委員会に権限を授与して幹事会の負担を軽減するという考え方もあるが、日本学術会議の活動の全体をたえず総覧するという幹事会の任務に照らして、この考え方はとらないこととする。

幹事会の運営については、上述のように、地区会議の活動振興のためのテーマ設定に基づく地区代表者との合同会議、あるいは分野別委員長との合同会議など全体の組織の活性化のための方策を講じる。また、中長期的検討課題については、幹事会メンバーの自由な討議による意思形成を目的にして、継続的に幹事会懇談会の方式を活用する。

2. 各部における活動の目標と活動のあり方

各部は、日本学術会議の全体の方針の形成に関与し、かつ、総会・幹事会で決定された方針を部において具体化するという全体に対する役割を果たすと同時に、各部の関わる学術領域について、関連の分野別委員会を束ね、日本学術会議の使命の実現に向けて独自の方針と計画に基づき活動を進めるという課題をもつ。

各部は、期ごとに基本方針と活動計画を作成し、会員に適切な任務の配分を行い、分野別委員会およびその下に設置される分科会の活動状況を把握しながら、当該分野の関連学協会との連携を視野におさめつつ、適時に具体的な方針を提起するものとする。

各部の運営のために、部役員会（部長・副部長・幹事）および部拡大役員会（前記に分野別委員会委員長と副委員長が加わる）を活用し、開催の定例化を図る。

各部は、関連分野別委員会およびその下の分科会から発出する提言・報告案について査読体制を明確にし、査読の実施に責任をもつ。

3. 執行・運営体制と活動の継続性

日本学術会議会員は、6年任期で3年毎に半数が改選される。これに応じて、会長および各部長は、1期3年ごとに改選され、幹事会の構成メンバーも交代し、また、日本学術会議の活動もこれにあわせて1期3年を1つの区切りとして行うことを基本としている。

1期3年を活動の区切りとすることは、活動を総括し、新たな展望をそのうえ

に拓くという意味で重要な制度的枠組みであるが、他方で、期をまたいで継続し発展させるべき活動が日本学術会議の活動の中でますます大きな比重を占めてきている。後者に留意すれば、執行・運営体制が活動の継続性を担保できるように構成されることが重要である。

活動の継続性を担保できるような執行・運営体制の構成について、その要は会長であるが、3年毎の会長改選を与件としながらどのような体制の構成が可能であるか（会長選挙のあり方を含めて）、また、各部において同様の趣旨を配慮すればどのような方策が可能であるか、これらは法制上の改編を必要とすることもありうるので、今後中期的な課題として検討することが望ましい。

4. 予算の充実と効果的な予算執行の方策

日本学術会議の活動は、国（一般会計）の予算措置によりまかなわれている。日本学術会議の機能強化の方策は、予算措置を必要とするものばかりではないが、基本となる不可欠の活動が保障され、社会と国民に対する責務をより一層強く果たしていくためには、予算執行の効率化に努めつつも、必要な予算を確保し、さらなる充実を目指さなければならない。

日本学術会議の予算は、人件費が多く割合を占め、毎年度の継続的な活動に係わるものという性格をもつため、わが国の予算査定仕組みのうえで予算の減額の対象となりやすく、基本的経費の安定的確保も危ぶまれる状況にある。これは、日本学術会議が所期の役割を果たすうえから、極めて深刻な事態であり、活動上の困難すら生み出しかねない。

この状況のなかで、日本学術会議の予算を充実（削減の回避・増額）させていくためには、国民および政府に対して、日本学術会議が果たしている固有の役割の意義とその活動の成果をこれまで以上により分かりやすい形でアピールすることが不可欠である。日本学術会議への国民および政府の期待を大きくすることこそ、予算の充実への確実な道である。また、各府省からの諮問や審議依頼に関連して積極的に予算要求を行うことも追求する。

予算執行にあたっては、審議するテーマについてのニーズの変化や予算の執行状況を踏まえて、必要な場合には幹事会において優先順位づけを行うなど、資源の有効・適切な活用を進める。

5. 審議活動のサポートのための事務局のあり方

日本学術会議事務局の過去10年の定員の推移をみると、平成13（2001）年度末の62名から平成23（2011）年度末54人に減少している。この人員減に対しては、これまで管理運営部門においてその影響を吸収し、審議活動のサポート機能への影響を最小限にする方針をとってきた。今後とも、この方針を維持し、かつ、限られた人的資源を審議活動のサポートに適切に配分することに努めるが、必要

な人員の確保と充実についての計画的な措置があわせて要求される。

限られた人的資源による審議活動のサポートを効果的にするために、審議のニーズに応じた柔軟な配置やサポート対象の重点化等の工夫を行う。

国際機関への対応、課題別委員会における報告書作成支援など、専門的業務に係わる職員については、任期付き任用や学術調査員の制度をさらに活用するなど、適切な人事配置を追求する。

事務局の一般職員については、内閣府等の人事ローテーションの下にあるので短期間の人事異動を根本的に変えることはできないが、とくに審議活動のサポートや国際業務対応等の職員については、在籍期間の長期化や過去に在籍した職員の再配置が図られるように人事当局に要望していく。

6. IT化の推進

IT化は、日本学術会議の活動の公開、広報、会員・連携会員の審議活動および相互の交流の促進等のために、早急な整備が必要である。以下の諸課題について、予算措置との関連を考慮しつつ、具体化を図るものとする。

第1に、学術会議講堂における総会、シンポ等の実況・録画のネット配信についてシステムの整備を行う。

第2に、会員、連携会員の情報の共有・公開の仕組みを整備する。そのために、会員等の MyPage を用意し、認証を経たうえで、一定の範囲の情報の公開、会員等自らによる情報更新、会員等による情報の共有を図り、また、会員等の情報は会員等選考時に収集し、継続的に利用できるようにする。

第3に、遠隔会議による効率的な会議開催の仕組みを導入する。そのために、地域的に分散し様々な機関に属する会員等が参加することのできる遠隔会議システムを構築し、かつ、この遠隔会議を公式の会議として認めるように制度化する。

7. 関係諸機関・団体との連携方策

(1) NISTEP（文部科学省科学技術政策研究所）との連携方策

NISTEP は、国の科学・技術政策立案に資するために設置された文部科学省の直轄研究所であり、政策研究大学院大学と連携大学院協定を締結しているほか、内閣府経済社会総合研究所など他の機関との連携を進めている。これらの状況を勘案しつつ、学術政策のあり方について情報や意見を交換し、また共同で調査研究を行うこと等を内容として、今後、日本学術会議と NISTEP の協力を図る。

(2) JST（科学技術振興機構）および JSPS（日本学術振興会）など関係独立行政法人との連携方策

JST は、独立行政法人科学技術振興機構法に基づき設置され、もっぱら自然科学系（人文・社会科学のみに係わるものを除く）の学術振興を目的とし、また、

JSPS は、独立行政法人日本学術振興会法に基づき設置され、学術研究の助成、研究者養成のための資金提供を目的に活動している。日本学術会議は、学術政策の遂行に関わるこれらの機関との交流を維持しながら、異なった立場にあることを踏まえつつ、むしろこれを活かした新たな連携・協力関係の構築を図る。

(3) 日本学術協力財団との協力の強化

財団法人日本学術協力財団（以下、財団）は、学術の振興を目的とし日本学術会議の活動を広く支援するべく設置され、『学術の動向』および日本学術会議の関連出版物の刊行など、日本学術会議の活動の成果を社会に普及することに大きな役割を果たしている。また財団は、日本学術会議の国際会議、各種講演会、シンポジウムの開催に対する支援も行っている。

財団の財政基盤は、上記の出版事業の収入のほか、賛助会員からの会費収入が中心となっており、賛助会員の拡大が財政基盤の強化のために重要である。会員・連携会員に対して、財団の存在意義と活動を十分に説明し、会員・連携会員が積極的に賛助会員として参加するとともに、科学者コミュニティーの内外において財団の活動の理解を広め、支援の輪を大きくすることに努めるように働きかける必要がある。

